令和3年第4回砂川市議会定例会

令和3年12月8日(水曜日)第3号

○議事日程

開議宣告

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 2号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につい て

議案第 3号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4号 砂川市個別排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定 について

日程第 3 議案第 8号 令和3年度砂川市一般会計補正予算

日程第 4 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 5 報告第 3号 監査報告

報告第 4号 例月出納検査報告

閉会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

沢田広志君

日程第 2 議案第 2号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につい て

> 議案第 3号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につい て

> 議案第 4号 砂川市個別排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定 について

日程第 3 議案第 8号 令和3年度砂川市一般会計補正予算

日程第 4 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 5 報告第 3号 監査報告 報告第 4号 例月出納検査報告

○出席議員(12名)

議 長 水 島 美喜子 君 副議長 増 山 裕 司 君 員 中 道 博 武 君 多比良 伸 君 議 議員 和 武 佐々木 政 幸 君 田 真 君 飯澤 明 彦 君 増 井 浩 君 北 谷 文 夫 君 沢 田 広 志 君 辻 勲 君 小 黒 弘 君

○欠席議員(0名)

○議会出席者報告○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

III 市 長 出 文 砂川市教育委員会教育長 髙 橋 豊 砂川市監査委員 栗 井 久 司 砂川市選挙管理委員会委員長 信 太 英 樹 砂川市農業委員会会長 関 尾 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

己 副 市 長 湯 浅 克 者 院事業管理 平 林 髙 之 病 総 務 部 長 熊 崎 弘 理 兼 会 計 管 者 総 務 部 監 審 議 安 原 雄 民 部 長 原 之 市 河 希 祉 貢 保 健 福 部 長 安 田 済 部 長 中 村 久 経 経 済 部 審 議 監 東 正 人 設 建 部 長 近 藤 恭 史 部 監 建 設 技 /<u>|</u>\ 林 哲 也 院 病 事 務 局 長 朝 紀 博 日 院事務局次 病 長 Ш \blacksquare 基 院事務局審議監 渋 病 谷 和 彦 務 課 長 博 総 板 垣 喬 長 F. 守 政 策 調 整 課 井

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長 峯 田 和 興

指 導 参 事 小 林 晃 彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長 山 形

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。 選挙管理委員会事務局長 熊崎 一 弘

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長

中 村 一 久

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

務 局 長 修 事 務 局 次 長 Ш 端 幸人 事 務 局 主 幹 崎 敏 彦 Щ 局 係 長 事 務 斉 藤 亜 希 子

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 水島美喜子君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配付のとおりであります。 直ちに議事に入ります。

◎日程第1 一般質問

- ○議長 水島美喜子君 日程第1、一般質問を前日に引き続き行います。 沢田広志議員。
- ○沢田広志議員 (登壇) おはようございます。それでは、通告に従いまして大きく3 点について一般質問をさせていただきます。

大きな1点目といたしまして、砂川流雪溝についてであります。昭和59年から供用開始して37年が経過する砂川流雪溝も、近年では経年劣化と思われる故障が幾度か発生し、投雪の一時中止の状況が見受けられます。冬季期間中には重要な施設であり、今後の利用に向けてしっかりとした修繕を施していくことが必要と思うが、取組について伺います。

大きな2点目といたしまして、防犯灯設置費の補助についてであります。平成25年秋に防犯灯LED化整備事業の工事が完了し、防犯灯がLED照明となり8年が経過し、設置した防犯灯のメーカー保証である5年間も終えております。近年少しずつ防犯灯の修繕が行われ、費用もかかるようになりました。そこで、防犯灯の新設及び取替え工事について申請された維持管理団体へ補助をしている補助金の上限額の見直しが必要と思うが、市の考えについて伺います。

大きな3点目といたしまして、国保特定健診においてカリウム摂取量の測定の実施についてであります。食塩の取り過ぎは高血圧の原因になるが、野菜や果物などに含まれるカリウムを多く摂取することで血圧を下げる働きがあります。つまりカリウムには高血圧の大きな要因である塩分、ナトリウムの排出を促す作用があります。そのため、血圧を正常に保つ効果があると言われております。そこで、カリウム摂取量の測定を実施することにより数値による見える化を図り、食生活の改善を推し進めることで高血圧による重症化を予防すると考えられますので、取組についてを伺います。

以上、1回目の質問といたします。

- ○議長 水島美喜子君 建設部長。
- ○建設部長 近藤恭史君 (登壇) それでは、私から大きな1の砂川流雪溝につきましてご答弁申し上げます。

砂川流雪溝は、冬期間における雪との生活を快適なものとするため、国による国道12 号の二次改築に併せ、昭和59年に北海道電力砂川発電所の温排水を利用した流雪溝を設置し、整備延長6,200メートルにわたり供用が開始となったところであります。その 後、昭和62年度から道道砂川停車場線、市道東1条南通り、駅前広場、市道南4丁目通りと順次供用を開始し、平成2年度には市道西2条北通りの整備で完了となり、全体で整備延長8,554メートルとなっております。

流雪溝の維持管理につきましては、市が北海道開発局及び北海道から委託を受け、送水ポンプや操作盤等の運用及び定期的な流雪溝のパトロールと投雪者への指導等を行うとともに、必要に応じて修繕対応するなどして流雪溝を安全に利用していただけるよう努めておりますが、既に供用開始から37年を経過しており、毎年運用開始前後に点検を行うとともに、修繕等を行いながら稼働しているところであります。最近の整備状況としましては、平成26年に温排水を送る送水ポンプの機能低下からオーバーホールにより機能回復を図ったほか、昨年度は北電発電所内にある送水ポンプ室までの配管バルブの修繕、本年度は流雪溝表示装置を修繕するなど、毎年経年劣化による修繕箇所が増えてきている状況にあります。今シーズンにつきましては、試運転後に発生した送水ポンプのパッキンの不具合で一時送水停止となり、利用者に大変ご迷惑をおかけしたところであります。

これらの現状を踏まえ、施設管理者であります北海道開発局と今後の大規模修繕や更新等の在り方について協議を進めていく考えであります。近年、予期せぬ故障などによる流雪溝の停止によりご迷惑をおかけすることもありますが、冬の快適な生活環境を確保する上で重要な除排雪施設でありますので、今後も安定した稼働をさせていくために引き続き点検や施設パトロール等を行っていくとともに、北海道開発局、北海道と連携を図りながら施設の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

- ○議長 水島美喜子君 市民部長。
- ○市民部長 河原希之君 (登壇) 私から大きな2、防犯灯設置費の補助についてご答 弁申し上げます。

防犯灯につきましては、夜間における歩行者の安全確保や犯罪発生の防止を図ることを目的に設置されているものであり、原則として町内会等の団体により設置され、維持管理が行われているところであります。町内会等が設置する防犯灯については、砂川市防犯灯補助規則に基づき、新設工事に対しては工事費の2分の1以内、上限額を2万5,000円、取替え工事に対しては工事費の2分の1以内、上限額を1万9,500円として補助しているところであります。

防犯灯に係る補助の実績といたしましては、令和元年度から令和3年度の3年間で新設工事は合計9件、工事費については最大6万1,600円、最少で4万8,400円であり、補助の上限額を上回り、2分の1を超える負担となった6件についてはその額が最大で1万1,600円、最少で1,700円であったところであります。また、取替え工事は合計3件、工事費については最大4万4,000円、最少で3万6,720円であり、補助の上限額を上回り、2分の1を超える負担となった2件についてはその額が5,000円、1,392円で、現段階では新設、取替え、いずれの工事も補助の上限額を上回り、

2分の1を超える負担となったものもありますが、これら以外については補助の上限額を 下回るものもあることから、現在の補助上限額についてはおおむね適正なものと考えてい るところでありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。
- ○保健福祉部長 安田 貢君 (登壇) 私から大きな3、国保特定健診においてカリウム摂取量の測定の実施についてご答弁申し上げます。

野菜や果物などに多く含まれるカリウムは、ナトリウムの血圧上昇作用に拮抗して、その摂取により血圧を抑える効果が期待できるとされております。一方で、カリウムが多く含まれる野菜や果物を多く食べ、カリウムの過剰摂取となった場合には健康管理におけるデメリットが生じる可能性もあることから、食品摂取基準に見合った範囲で適量を摂取することが大切であります。例えば肥満者や糖尿病、慢性腎臓病の方などには主治医等により糖質制限や腎臓機能の維持のため野菜や果物の摂取に関して必要な指導が行われるケースもあり、単に野菜や果物をたくさん食べることを誰にでも一律に推奨することは難しいと考えられるところであります。

市では、国民健康保険加入者等のレセプトなどを活用して保健事業を推進していくため、 平成30年度から6年間を期間とする第2期データへルス計画を策定しておりますが、その中では脳血管疾患のリスクが高いとされる高血圧者の減少が課題の一つとなっております。この保健指導をより有効的に行うため、今年度から国保特定健診の集団健診時に尿中ナトリウムと尿中クレアチニンの検査を北海道対がん協会へ委託しており、これにより推定1日食塩摂取量を数値化し、健診後は生活習慣病予防のための減塩を取り入れた食生活のアドバイスなど、必要な方へのサポートを行っているところであります。

ご質問のカリウム摂取量の測定につきましては、国保特定健診を委託している同協会では取り扱っていないことから、健診時に検査を追加し、数値化することは難しいものと考えておりますが、引き続き食生活改善協議会のご協力をいただきながら、国保特定健診を受診された方などに対し、推定1日食塩摂取量を基にした減塩の大切さなど、まずは血圧を上昇させる塩分摂取量を抑えるような食生活の日常的な実践により高血圧等による生活習慣病の予防が図られることへの理解促進に努めてまいりたいと考えております。

- ○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。
- ○沢田広志議員 それでは、1回目の質問に対する答弁をいただきましたので、1つずつ 進めてまいりたいと思います。

初めに、砂川流雪溝について一般質問させていただきました。流雪溝については、皆さんご承知のように国道とJR砂川駅前の道道停車場線、さらには市道ということで、概要については今ほど説明をいただきましたので、これについては私からお話はしませんけれども、多くの皆さんが利用されていると思っていますし、私も利用している一人であります。そういった中で、近年どうしても利用に当たって故障、トラブルが多くなってきたと

いうことを実感させていただいて、先ほど整備状況についてもお話をお聞きしました。その中で、今年も11月下旬あたりに大雪が降って、本来であれば12月1日から供用開始の流雪溝でありますけれども、試運転をして、早めに使えるようにということで実施してくれたわけですが、いざ使おうとするとトラブルが起きて投雪が中止になったということで、雪が積もってくると流雪溝を利用している方たちというのはそのときに投雪をしないと、夕方とか次の日とかになりますと雪が重たくなったり固くなってしまって大変苦労しているという部分がありますので、37年も経過すると経年劣化があるのかと思って今回質問させていただいたところであります。

その中で、平成26年に送水ポンプの機能低下によるオーバーホールを実施したということでありましたけれども、先ほどお話をしたように11月下旬、ついこの間でありますが、いざ使おうとしたら使えなかったといったことで、先ほどの答弁の中にはポンプのパッキンの不具合があったということでありますけれども、オーバーホールをして、なおかつそのような形になる。7年から8年経過しているわけですけれども、この辺の部品の不具合も含めて、こういう不具合というのが起きることはあり得るのかどうかということで、まずこの辺を聞かせていただけないでしょうか。

○議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君 流雪溝、今シーズン11月下旬にパッキンの不具合によりましてやむを得ず運転停止の状態となったところでございます。流雪溝の運転に当たりましては、毎年降雪前に点検、さらには試運転を行い、準備を整えながら流雪溝を運用しているところでございますが、今年につきましてはシーズンの運転開始当初、11月26日、27日におきまして送水ポンプのパッキンの不具合が発生し、停止するという事案が発生したところでございます。今回この不具合を起こしました送水ポンプの施設でございますけれども、これにつきましては北電の温排水をくみ上げ、南5丁目にあります分水槽へ温排水を送ることで、そこから南北の流雪溝へ通水する仕組みとなっているところでございます。言わば流雪溝の要となる施設でございますが、そこの送水ポンプのパッキンのゴムが固くなっていたためにエア漏れを起こしまして、十分な量の温排水を送ることができなくなったということで、点検、修理のために停止をさせていただいたところでございます。

現在は、調整等を行い、通常どおり流雪溝の運転を行える状態となっているところでございますが、この故障箇所につきましては、議員からお話のありましたように平成26年にオーバーホールによりまして送水ポンプのパッキンにつきましても交換を行っていたところでございますけれども、メーカー等に確認していただいたところ、交換から約7年経過しており、経年等による劣化が原因ということで示されているところでございます。現在この部品の交換対応について関係機関と協議を行う予定としておりますので、きちんと整備をしながら今後の流雪溝の稼働を進めてまいりたいと考えているところでございます。〇議長、水島美喜子君、沢田広志議員。

○沢田広志議員 今回の11月下旬の不具合についての説明をいただいたところでありますけれども、先ほど1回目の答弁の中にもありましたように、昨年度だと北電砂川発電所内の送水におけるポンプの不具合といったこともあって、あのときは部品の供給がすぐにできなくて、たしか二、三日使えなかったのではないかと私は受け止めておりました。37年にもなると経年劣化しているということと、それと答弁でもありましたけれども、今後については施設管理者である北海道開発局と今後の大規模修繕や更新等の在り方について協議を進めていくということで、そういったこと自体ももう既に考えられているということは、ぜひ前向きにしっかりとやっていただきたいとは思うのですが、ただ、今までも大規模修繕のようなことがあったわけですが、であれば近年において施設管理者である北海道開発局等と大規模修繕とか更新の関係の協議というのは今までもされてきたのかどうか、この辺の経過も含めて、あるのであれば聞かせていただけないでしょうか。

- ○議長 水島美喜子君 建設部長。
- ○建設部長 近藤恭史君 修繕における関係機関との協議の中でどのようにこれまで進めてきたかということで、経過についてご説明したいと思います。

1回目の答弁でもお話をさせていただいたところでございますが、平成26年度には送水ポンプのオーバーホールを行っております。この際には費用として約2,100万円ほどの費用がかかっていたところでございます。また、令和2年度には北電発電所内の配管バルブの修繕を行ったところでございます。また、今年度については流雪溝の表示装置の修繕ということで大規模な修繕を行っているところでございますが、これら修繕に当たりましては国、北海道と維持管理における協定において各負担割合が決められているところでございます。軽微な修繕、例えば流雪溝の蓋の修繕等については市で対応しているところでございます。このような多額の修繕に関わるものについてはそれぞれの機関と事前に協議し、進めていくこととなっているところでございます。参考までに、26年度、オーバーホール2,100万円かかっておりますが、この際には国が負担割合7、砂川市が2、北海道が1という割合でそれぞれ修繕費を負担したところでございます。また、北電の配管バルブの修繕については国で対応していただいたという経過となっているところでございます。

- ○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。
- ○沢田広志議員 近年の協議状況、取組状況も聞かせていただいたところであります。砂川流雪溝、先ほどお話をしたように私も利用している一人として、これを利用している国道、道道、さらに市道の沿線の皆さん方も活用的にはしっかりやられているのだと思っております。特に国道においては、お話をしますと夜中の2時半頃、大きなドーザーが3台、順番に走ってきて、さらに歩道においては歩道の確保のために小型のロータリーで飛ばしてきている。そういったものが全て国道、道路脇にたまっていくといった状況の中で、37年経過して劣化もしているということでありますけれども、使用するときにしっかりと

使用できなければ沿線で利用している人方にとって大変な重労働にもなる。皆さんにとっては、国道の除雪とか歩道の除雪も含めて基本的には上手に活用しながら、ある面ではボランティア的な要素も含めながらやっていただいていると私は思っておりますので、この辺は今後中長期的にしっかりと大規模修繕、さらには更新ということも国、道、市と一体となって協議をしていただいて、今後このようなトラブル、大規模な障害、投雪中止がないようなこともやっていただきたいということをお話をして、この件についてはこれで終わりたいと思います。

続いて2点目でありますが、防犯灯設置費の補助について、今ほど答弁をいただきました。結果的には今現在砂川市防犯灯補助規則にのっとった新設工事、取替え工事の割合と 上限額、これについては適正なものと考えているということで、私がお聞きして、はい、 そうですかということで変更ではないのだと受け止めさせていただきました。

ただ、答弁の中でも、3年間でそれぞれ新設工事、取替え工事においても申請が行われ ておりますし、それの状況を踏まえてということでありますが、その中でも上限を超えて いる金額、工事費を負担しているというのは現実にあると思っております。ですから、そ ういったところもしっかり押さえながら、そのときに合わせた見直しというのが私は必要 なのかと思っています。今回も、市内の全ての業者とは言いませんが、防犯灯設置の工事 に関わる市内の電気関連の業者からいろいろお聞かせいただいております。その中で、幅 はありますけれども、一例でいうと取替え工事の関係で言いますと、一番多いところで大 体 6 万円の半ばから、価格は少し収まったとしても 4 万円台の前半といったことで幅があ るのです。それの2分の1となると、取替え工事については上限1万9,500円ですか ら、であればもう既に上限枠を超えてしまっているというのが現状ではないかと思ってい ますし、それと防犯灯LED照明については私も今の市長の前の市長時代から一般質問を して、LED照明にすべきではないかということを訴えてきた一人でもありますので、こ ういったことをしていただいた部分については市にとっても、さらには市民にとってもプ ラスになっていると私は受け止めています。ただ、設置完了したのが平成25年ぐらいで すから、当時大体10年ぐらいだろうというのは話としてありました。大体8年経過して きて、そろそろ壊れてくるというか、つかなくなったり、故障が少しずつ増えてきている といったことがあるものですから、この辺は先を見ながらやっていかなければいけない。 要は見直しということが必要なのかと思っています。

それと、もう一つお話をすると、あるところでお聞きすると、例えば町内会でも小規模な町内会だと防犯灯が2つぐらい壊れているのだけれども、規模が小さいから一遍に直せないといった苦慮している町内、地域もあるとお聞きしておりますので、そういったことを考えると、今現在は適正であるということで見直しは考えていないようでありますけれども、今後しっかりと考えていかなければいけない部分なのかと思っているのですが、この辺の見直しについて再度考え方を聞かせていただけないでしょうか。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 河原希之君 今ほど2回目の質問で、取替え工事についても最少でも4万円 台前半というお話もございました。今回1回目の答弁でもさせていただきましたけれども、 取替えについてはその部分からいろいろと値引きもあったのでしょうか、3万6,700 円台ということで、現実的にそれを下回っている実績も今ある現状でございますので、1 回目の答弁では適正であると答弁をさせていただきました。

しかし、これらの取替え工事というのは毎年申請が新設も含めて来ますので、それらの値段の状況、工事費の状況、それから担当課としても今後の価格の動向については調査を加えていきたいと考えておりまして、その街路灯の工事費の関係で一律的に今の限度額、これを大きく上回るようなことになるという状況になれば、また再度内部で協議検討はしていきたいと考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 今後のことを含めて内部でも検討をというお話はいただきました。平成25年に設置をしていただいて、それも全て市で防犯灯をLED照明化していただいた部分というのは大変我々にとってもありがたいことだと思っています。ただ、当時水銀灯とかを使っていたときは水銀灯の球の部分を交換するのと工事費を合わせて大体3万8,000円ぐらいだったのですよ。そうすると、2分の1だと1万9,000円ぐらいで、上限内で終わっているとありましたので、それがLED照明になると、今回お聞きすると灯具ごと交換しなければいけないとなると割高になってきているというのが現実なのかと思っております。そういったことを含めて、今後内部で検討していただけるような話もありますけれども、しっかりやっていただきたいと思いますし、たしか令和4年度に向けての防犯灯新設、要するに設置計画書というのが11月下旬、25日か26日あたりの締切りをもって、必要とされるところの維持管理団体、町内会等を含めて申込みがされているかと思います。そうなると、そういったことも今後のデータとして必要になってきて、こういう現状なのだということが見えてくるのではないかと私は思っておりますので、そういったことも含めてしっかりと押さえていただきたいと思うのですけれども、この辺の考え方というか、もしあれだったら聞かせていただければありがたいと思います。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 河原希之君 今実際に今年度も10月8日付で防犯灯の設置計画書の提出ということで各町内会に出しております。提出については11月26日ということでほぼ締めさせていただいておりますので、それらの状況も毎年重ね重ね出てきますので、それらの状況を見ながら、先ほどと同じ答弁になりますけれども、価格の動向を見極めて、必要な時期には検討は加えていきたいと考えているところでございます。

- ○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。
- ○沢田広志議員 私が調べてもそれぞれの電気事業に関わる業者さんの工事の仕方等も含

めて幅があるというのも認識させていただいておりますので、価格のことを含めて今お話がありましたから、これも踏まえながらしっかりと、こういう形でいいのかどうかといったこともやっていただきたいということをお話をして、この件についてはこれで終わりたいと思います。

続いて大きな3点目の国保特定健診においてのカリウム摂取量の測定の実施について、1回目に質問させていただいて答弁をいただいたところであります。答弁をお聞きした中では砂川市が健康に向けた要は予防を含めた取組のどこに重点を置いているのかといったことも感じさせていただきました。基本的には減塩というのがキーワードであって、減塩を推奨して、皆さんに知ってもらい、食生活改善に向けてやっていただくことが高血圧を予防する一つの形だということで、取組のことについては答弁を通して聞かせていただいて、分かりました。

それと、カリウムの場合は野菜、果物をたくさん摂取することによってカリウムも摂取できるということで、はっきり言ってメリット、デメリットはあるのです。部長が言われたとおりなのです。基礎疾患というか、特別な疾患を持っている方にとってはカリウムを取り過ぎてもいけないということであるのは、当然だと私も思っております。各市町のホームページを見させていただいても、カリウムの摂取については基礎疾患、または病気とかがあった場合については、この病気については控えてくださいということもきちんと明示されていますから、それはそのとおりだと思います。ただ、たくさん食べることによってたくさん摂取ということだけに私はあまり視点を置きたくなくて、野菜も果物も適量に、部長は先ほど適量にという部分も言われていましたから、適量に食べる、そして摂取するといったことは重要なことだと思っています。ただ、そのときにカリウムの摂取量の測定をすることによって、たくさん食べているつもりだけれども、結局測定したら数字的にそんなに大きくないと、場合によっては少なく食べて、でもカリウムの測定値自体は大きいということもあるのかと思っておりますので、そんなことを頭に描きながら答弁を聞かせていただいたところであります。

そこで、2つ目にまずお聞きしておきたいことは、砂川市も健康すながわ21を含め、第2期データへルス計画も含めてつくられておりますし、そういったことから考えたときに、今回は高血圧の部分に私は光を当ててカリウム測定ということを思っておりましたので、高血圧症の減少に向けて市では具体的にどのような目標を設定して、さらに目標に対する達成度の状況というのはどのようになっているのか、分かる範囲でいいのですけれども、聞かせていただけないでしょうか。

- ○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。
- ○保健福祉部長 安田 貢君 国保の第2期データヘルス計画の中では、当市は高血圧者 の減少に関しまして、特定健診を受診された方の血圧測定の値、収縮期、これがいわゆる 上の値でありますが、それが160、または拡張期、これがいわゆる下の値ですけれども、

これが100以上の方、これが平成28年度のときに市内特定健診受診者で11. 3%の方が該当されているという状況の中、データヘルス計画の最終年度ではこの値を3ポイント下げる、減らす目標を設定しております。中間の状況、評価といたしまして、直近の年度の測定値では令和元年度で該当する方が8. 5%、令和2年度では8. 4%と目標に近づいている状況となってございます。なお、この数値は毎年度上下することはございますけれども、これは国保特定健診の受診率が上がることに伴いまして、これまで保健指導の対象でなかった方の中に新たに高血圧に該当する方が出てくるケースもありますので、その健診の受診状況によっては比率が年度によって上下するということはございますが、総体的には保健指導が必要な方に行われることに伴いまして着実に高血圧の方は減っていくと考えてございます。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 市の具体的な取組、目標、あとは状況ということで聞かせていただいたところであります。ふれあいセンターの保健師さん、市自体が全体的に国保特定健診の受診の向上に向けた努力といったことである部分では受診率が上がってきているということで、お話があったように受診率が上がるということは、今まで受診していない方も参加するということは幅広くどういう形かというデータを知る機会になるということは承知させていただきました。

ほかのまちもそうなのです。後ほど増毛町の取組というのをお話をさせていただければと思うのですけれども、増毛町は特定健診の受診率は80%を超えている。たしか83%ほどだったかな、私が直近で知っているところで。人口が3,000人ほどの町で、受診率が高いということは、今まで知らなかったところが皆さんが受けることによってデータとして出てきている。なおかつ、いろいろな形が見えてくるといったことでは、まさに受診率向上によって出てきているのだということを今の数値等も含めながら聞かせていただいて、私も理解させていただきます。

今回カリウムの測定ということで、これはただカリウムだけではないのです。高血圧に係る部分にも関連してきていることであると同時に、尿中ナトリウム、カリウムということで、要は尿検査でおしっこを取って、先ほど1回目の答弁でありましたように、今年砂川も初めて実施されましたよね、1日推定食塩摂取量、これも尿検査を通して分かった部分。初めて取り組んでいますから、尿中ナトリウム、カリウム比ということでナトカリという言い方をするのですけれども、ナトカリとは食塩、塩化ナトリウムの主成分であるナトリウムのナトと野菜や果物などの食べ物に多く含まれるカリウムのカリを指した言葉でナトカリ。そして、ナトカリ比、要するにナトリウムとカリウムの比較をして、それによって数値を出していく、これでナトリウムの取り過ぎやカリウムの不足が分かってくるということで、これは尿検査でということであります。

今回はカリウムの測定のお話をさせていただきますが、ずっと関連してくることなので、

これも含めて聞かせていただきたいと思います。それで、私も今回砂川というのは市全体、 もちろん原課であるふれあいセンターの保健師、栄養士を含めて、職員全体も含めて市民 の健康づくり、予防にはしっかり対応しているということの成果があるということは私も 認識させていただいております。そういった中で、カリウムの測定についてもいかがかな ということで、先ほどカリウムの測定については、砂川市の場合は北海道対がん協会に委 託している部分で、そこでは対応していないということであるので、これは難しいのだな ということは思っておりますが、そこで今回2つの町を調べさせていただきました。先進 地ですので、視察をしたいぐらいですけれども、今はこういう状況でできなかったので、 電話では失礼だと思ったのですが聞かせていただいたのですけれども、まずは福岡県宇美 町というところがあります。ここも砂川と同じです。基本的には食塩摂取を数値化しよう とされてきました。ここは、厚生労働省が個々人のナトリウム、食塩摂取の数値化の実証 事業を国がやっていて、日本高血圧学会というところが委託を受けて、これをどうですか といったことで、恐らく応募をされてやられた。ですから、ここはまさに食塩摂取量の関 係だったのです。そこにもう一つプラスで出てきたのがカリウムの摂取もしていたといっ たところで、それによって健康診断の関係ができている。では、どのようにしているので すかと聞いてみました。尿検査を受けようとする人は、検体として2つ用意するそうです。 一般の尿検査の部分とナトリウム、カリウムの検査のための尿。恐らく容器が2つあるの だと思います。集団検診で受けて、砂川と同じように検診後の検診結果説明会でそれを皆 さんに説明、報告しますといったところでありました。

もう一つは、宮城県登米市というところがありまして、人口が7万人ほどの大きなまちだと思っております。ここは、取り組んで5年ほどたっているのですけれども、東北大学の連携協力で実施している。そこにはナトカリ比を見る機械があり、機器を使ってやっているということで、これについては東北大学の連携協力なものですから、特にそれについてお金はあまりかかっていないような話。ただ、これをするときは2人から3人の専門の職員を置かなければいけないのですと言っていました。もう一つは、一般の特定健診の委託を受けている団体ではそれができないみたいな、要するに先ほどの対がん協会と同じで、そこまで対応していないという話もされていたと思っています。5年間の実績でいくと、ナトカリ比の減少、減っていっている人方は増えていますということと、高血圧の方たちも減少していますといったことは担当の職員の方がおっしゃっていました。

もう一つ、最後に、先ほど言いました増毛町、先ほど言った宇美町と同じように厚生労働省の実証事業、それを日本高血圧学会が委託を受けてやっている。連携を取っております。日本高血圧学会のホームページを見させていただいたのですけれども、これによると、高血圧ゼロのまちづくりモデルタウンとしては全国で初めて実施しているということで、先進的に実施をされている町が砂川の近くにあるということを改めて実感させていただきました。そちらにも行けなかったので、お電話で失礼とは思ったのですけれども、聞かせ

ていただきました。今現在は厚労省の実証事業に参加していますということと、これに関しては旭川医科大学の協力、連携といったこともしているそうです。そもそも地域的に高血圧の方が多かったということで、これは何とかしなければいけないといったことがあったと聞いています。一時は全道1位ぐらいにあったのが最近では全道6位ぐらいというか、少しずつよくなってきている話をされていたようです。ですから、基本的にはナトカリ比というものを活用して、さらに高血圧予防に向けた考え方が私は必要なのかと思っております。

それと同時に、今現在砂川市が取り組んでいるように1日推定食塩摂取量を数値化して見える化しているわけですから、今回私が一般質問させていただいたナトカリの測定、ナトカリの摂取状況、またはその数値という、これは全て見える化によって見えたことでそれぞれの個々人がこれはどうしたらいいのだろうといったことの意識づけにつながると私は思っておりますので、そういったことでは見える化は大変望ましいことだと私は思っています。ただ、これは個人でやるのは難しいと思うのです。そこで、自分自身で測定することが難しいのであれば、特定健診のような集団健診でしか私はできないのではないかと思っていますので、その必要性について改めてどういう考えをされているか聞かせていただきたいと思います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 先進自治体の事例を今ご教示いただきまして、当市も高血圧の方が多いという状況の中、取組の中で参考になるものについて今後学んでいかなければと考えているところでございますが、見える化ということについてのご質問に関しまして、現状としての特定健診自体を委託している中で、別途独自に測定器を購入しての対応というところは難しいものとは考えてございます。市といたしましては、まず一番大切なこととしては一人でも多くの方に特定健診そのものを受けていただく、そのことの周知啓発に努め、そこでご自身の健康状態を知っていただきながら、高血圧の方はもちろん、誰もが減塩の必要性というものはあるものと考えてございますので、食生活改善協議会のご協力をいただきながらこの取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 初めて私もこうやって一般質問で提案のような形で質問させていただい ております。この辺はいろいろな状況もあるかと思いますので、市民の健康、予防、さら には高血圧症による重症化予防、そういったことも含めていま一度内部でもしっかりと検 討協議とか考えていただければありがたいと思っています。

それで、先ほどからお話をしているように日本高血圧学会という会があって、私もホームページをずっと見ていたら、先ほど話した増毛町が高血圧ゼロのまちづくりモデルタウンとして全国1番目に認定をされているということでありました。これを見ますと、高血圧ゼロのまちづくりのモデルタウンの募集というのは2020年5月末で終了していると

いう、ここだけを私は見ていたのです。ところが、今のコロナの関係で、本来は2020年5月には終了しているのだけれども、今はまだ継続して随時募集しているといったことであります。道内では増毛町のほかには、北海道上川郡東神楽町も日本高血圧学会の高血圧ゼロのまちづくりモデルタウンとして申請をして、認定をされているようです。ですから、もう終わっていたと私は思っていたものがまだ随時募集しています。ただ、募集して、申請したからといって認定になるかどうかは分かりません。さらに、砂川市が取り組んでいる健康、予防の部分が果たしてこれと合致するのかどうかということについては私も詳細を押さえ切れていませんけれども、こういったところがあるということはいま一度中身を精査しながら、砂川市として活用できるところがあるのでしたらしたほうがいいのではないかと思っています。先ほど言ったように厚労省の実証事業を委託して、受けているのが日本高血圧学会で、ここを通して増毛町とか、さらには福岡県の宇美町、一例ですけれども、全国にはまだ幾つもあるのですけれども、そういったところも活用しながら自分のまちの住民の健康管理と予防につなげているといったことがありますので、こういったことも考えとして必要なのではないかと思いますけれども、このことについて聞かせていただければありがたいと思うのですが。

- ○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。
- ○保健福祉部長 安田 貢君 道内の中でも高血圧学会の推進事業に取り組まれているまちがおありになるということでお聞かせいただきました。当市の取組といたしましては、データへルス計画がより着実に推進されていくことを意図しまして、近年保健師による研究調査を行う推進会議を設けながら、その中で例えば外部の講師を招いて研修を深める、また健康増進について地域性も踏まえながらデータ分析を行っていくなど、取組を進めているところでございます。その中で若干ながら高血圧の方も徐々に減少するといった一定の成果も出ているところでありまして、この取組をまずは当市としてはこの後も進めてまいりたいと考えているところでございます。
- ○議長 水島美喜子君 一般質問は全て終了いたしました。
 - 10分間休憩いたします。

休憩 午前10時52分 再開 午前11時01分

- ○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。
 - ◎日程第2 議案第2号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 の制定について
 - 議案第3号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定 について

議案第4号 砂川市個別排水処理施設条例等の一部を改正する条例 の制定について

○議長 水島美喜子君 日程第2、議案第2号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 砂川市個別排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定についての3件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 (登壇) 議案第2号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由でありますが、特定教育・保育施策及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたこと伴い、電磁的方法に関する規定を改めるとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものでありますが、今回の改正に係る特定地域型保育事業につきましては現在本市において当該事業を行う施設はございません。

次のページをお開き願います。砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でありますが、改正の内容につきましては5ページ、議案第2号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを表示しております。

目次中「(第53条)」を「(第53条・第54条)」に改めるものであります。

第5条は、内容及び手続の説明及び同意の定めであり、第2項から第6項までを削るものであります。

第38条は、内容及び手続の説明及び同意の定めであり、第2項を削るものであります。 第42条は、特定教育・保育施設等との連携の定めであり、第1項第3号中「この号」 の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第4項第1号中「第24条第3項」の次に 「(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、 同条第5項中「行う者」を「行う施設」に改めるものであります。

第4章中、第53条を第54条とし、同条の前に第53条として電磁的記録等の定めを加えるものであり、第1項、特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、

磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

第2号、特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

第1号、電子情報処理組織を使用する方法のうちアまたはイに掲げるもの。

ア、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用 に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計 算機に備えられたファイルに記録する方法。

イ、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された 記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給 付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファ イルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けな い旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備え られたファイルにその旨を記録する方法)。

第2号、磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法。

第3項、前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

第4項、特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

同項第1号、第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの。 同項第2号、ファイルへの記録の方式。

第5項、前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認

定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を 電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項 の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第6号、第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項本文中「前項」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項本文中「前項」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項本文中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとするを定めるものであります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長 水島美喜子君 市民部長。
- ○市民部長 河原希之君 (登壇) 議案第3号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正 する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、産科医療補償制度の見直しを踏まえ、健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、出産育児一時金の金額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

初めに、改正の概要についてでありますが、今回の改正は出産育児一時金に加算されている産科医療補償制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられますが、少子化対策の重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給総額については改正前と同額の42万円を維持することとなったことから、出産育児一時金を40万8,000円に改正するものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市国民健康保険条例の一部を改正する 条例でありますが、改正の内容につきましては3ページ、議案第3号附属説明資料の新旧 対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改 正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第8条は、出産育児一時金の定めであり、第1項中「40万4, 000円」を「40万8, 000円」に改め、「1万6, 000円」を「1万2, 000円」に改めるものであります。

附則として、第1項は施行期日であり、この条例は、令和4年1月1日から施行するものであります。

第2項は経過措置であり、この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金については、なお従前の例によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長 水島美喜子君 建設部長。
- ○建設部長 近藤恭史君 (登壇) 議案第4号 砂川市個別排水処理施設条例等の一部 を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、条文を整理するため、砂川市 個別排水処理施設条例等の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市個別排水処理施設条例等の一部を改正する条例でありますが、改正の内容につきましては3ページ、議案第4号附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市個別排水処理施設条例の一部改正であります。

第2条は、用語の定義の定めであり、第5号は一般用第1種の対象世帯を定めておりますが、本文中「母子、父子及び寡婦(夫)世帯」を「寡婦又はひとり親世帯」に、「並びに」を「及び」に改め、ただし書を「ただし、寡婦又はひとり親世帯、70歳以上の老人世帯及び重度身体障害者世帯については、当該年度分の市民税が非課税の世帯に限る。」に改めるものであります。

第2条は、砂川市水道料金助成条例の一部改正であります。

第1条は、目的の定めであり、「母子、父子及び寡婦(夫)世帯」を「寡婦又はひとり 親世帯」に、「並びに」を「及び」に改めるものであります。

第2条は、助成対象者の定めであり、第1号中「もの」の次に、ただし書として、4ページをお開き願います。「ただし、イ、ウ及びエについては、当該年度分の市民税が非課税の世帯の者に限る。」を加え、同号イ、「母子、父子及び寡婦(夫)世帯」を「寡婦又はひとり親世帯」に改めるものであります。

第3条は、砂川市下水道条例の一部改正であります。

第2条は、用語の定義の定めであり、第14号は一般用第1種の対象世帯を定めておりますが、本文中「母子、父子及び寡婦(夫)世帯」を「寡婦又はひとり親世帯」に、「並びに」を「及び」に改め、ただし書を「ただし、寡婦又はひとり親世帯、70歳以上の老

人世帯及び重度身体障害者世帯については、当該年度分の市民税が非課税の世帯に限る。」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより議案第2号の質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで質疑を終わります。

続いて、議案第2号の討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号の質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで質疑を終わります。

続いて、議案第3号の討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号の質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで質疑を終わります。

続いて、議案第4号の討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第8号 令和3年度砂川市一般会計補正予算

○議長 水島美喜子君 日程第3、議案第8号 令和3年度砂川市一般会計補正予算を議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 議案第8号 令和3年度砂川市一般会計補正予算に ついてご提案申し上げます。

今回の補正は、第9号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,943万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ137億8,229万8,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明いたします。説明の欄の頭に付してある二重丸は、本年度の 臨時事業であります。

10ページをお開きいただきたいと存じます。3款民生費、2項1目児童福祉総務費で 二重丸、子育て世帯等臨時特別支援事業に要する経費9,943万6,000円の補正は、 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、ゼロ歳か ら高校3年生までに1人当たり10万円相当の給付を行うこととされ、そのうち先行給付 として子供1人当たり5万円の現金を迅速に支給することとなり、その先行給付金の支給 に関し必要な経費であり、職員手当22万6,000円は実務を担当する職員の時間外手 当であり、子育て世帯への臨時特別先行給付金9,860万円は一定の要件に合致する世 帯の高校生以下1人当たり5万円の先行給付金1,972人分であり、その他の経費61 万円は用紙などの消耗品費、封筒類などの印刷製本費、郵送料などの通信運搬費、振込手 数料としての手数料であります。

以上が歳出であります。

次に、歳入につきましては5ページ、総括でご説明申し上げます。15款国庫支出金で9,943万6,000円の補正は、子育て世帯等臨時特別支援事業費の給付事業費と給付事務費の補助金であります。

以上が歳入であります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 質疑を行ってまいります。

これまでいろいろ報道等でよく言われてきていた子育て世帯に10万円という話が砂川市でも補正で出てきたということなのでしょう。今提案説明の中で対象人数としては1,972人ということでお話があったのですけれども、もう少し支給対象者の詳しいことを教えていただきたいと思います。

それから、今回5万円ということなのですけれども、この支給方法についてお伺いをいたします。

かなり押し迫ってきている話で、12月15日号の広報では多分もう間に合わないと思 うのですけれども、この広報についてお伺いをしたいと思います。

生活保護世帯についてはこの5万円はどうなっていくのかという点も併せてお伺いをしたいと思います。

以上です。

- ○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。
- ○保健福祉部長 安田 貢君 (登壇) それでは、ご質疑いただきました子育て世帯等 臨時特別支援給付金事業について答弁申し上げます。

まず、事業の対象者についてでありますが、この事業は令和3年11月19日に閣議決定されましたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策により、新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人に及ぶ中、子育て世帯を支援する観点から、ゼロ歳から高校3年生までの子供たちに1人当たり10万円相当の給付を行うものでありますが、今回はそのうちまず児童1人当たり5万円の給付金を支給するものであります。支給対象者につきましては、大きく3つの類型に分かれ、1つ目は令和3年9月分の児童手当の受給者及び令和3年9月に出生した児童の保護者で令和3年10月分の児童手当受給者であります。2つ目は基準日である令和3年9月30日において高校生年齢相当の児童、3つ目は基準日の翌日から令和4年3月31日までの出生児童の保護者であります。なお、令和2年の所得が児童手当の所得制限限度額以上となる方については、いずれも支給対象外となるものであります。

続きまして、支給までの方法ということについてでありますが、市が児童手当を支給しております令和3年9月分の児童手当の受給者等に対しましては、12月中旬に案内文書として、この世帯に属する高校生年齢相当のお子さんを含み、給付金を児童手当用に登録されている口座に年内に振り込む予定である旨を通知する予定であり、当該世帯は振込口

座の変更を希望される場合などを除き、いわゆるプッシュ型として振り込むため、特段の手続は必要ないものであります。また、市が児童手当を支給していない高校生年齢相当のお子さんがいる世帯、または保護者の職業が公務員である世帯につきましては振込口座の指定等のために申請が必要となることから、12月中旬に申請書及び返信用封筒を同封の上、案内文書を送付し、該当となる世帯には令和4年1月以降に振込を行う予定であります。なお、11月以降の出生児童の保護者に対しましては、公務員以外の場合、出生届の提出に併せて児童手当の手続が必要となることから、受付の際にプッシュ式の振込について周知する予定であり、公務員の方については出生届の提出時に申請を促す予定としております。

続きまして、事業の周知方法についてであります。市が児童手当を支給している申請が不要な世帯に対しましては、12月中旬に今回の給付金を児童手当用に登録されている口座に年内に振り込む予定である旨を通知いたします。また、申請が必要となる高校生または公務員の世帯に対しましては、12月下旬に申請書及び返信用封筒を同封の上、案内文を送付し、周知を図る予定であります。このように本事業は対象と考えられる世帯に直接お知らせするほか、広報紙や市ホームページ、公務員の方に対しては勤務先からの周知を通じまして給付漏れがないように努めてまいりたいと考えております。

次に、生活保護世帯の今回の支給についてご答弁申し上げますが、本給付金につきましては給付金の趣旨及び目的を踏まえ、被保護世帯における生活保護制度上の収入とは認定しない取扱いとすることで国からの通知がなされております。生活保護世帯の方にも当該給付金が該当となり、結果としましてこれにより生活保護費の減額がされるといった措置は行われないものであります。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 大体分かったのですけれども、少しだけ確認と1つ質問なのは、プッシュ型とは何ですかというのがまず1つと、それからゼロ歳児の関係で児童手当と、高校生に関しては住民登録できっと分かっていくのだろうと思うのですが、確認なのですけれども、これから生まれる予定のゼロ歳児も対象になるということなのだろうと思うのですが、たしか令和4年3月31日までというお話もあったので、そこまでに生まれた子供は今回の対象になるのかどうか、もう一回確認させてください。

それから、予算から出てしまう質問になってしまうのですけれども、全体としては10万円をというのは今まで報道されていて、今のお話でいくと今回は先行型でまず5万円現金を、次の5万円というのがクーポンだったり現金だったりという話が出ています。報道なんかによると、各自治体によってクーポンではなく現金で5万円支給することも可能だという報道もされているのですけれども、砂川市はどう考えるのかというのと併せて、その辺の情報は国から今のところ入っているのかどうなのか、その辺も併せてお伺いをしたいと思います。

最後なのですけれども、今回福祉灯油も12月いっぱいで、それからこの1,972人分の5万円も年内に支給という話ですが、相当大変な作業になるかと思うのですけれども、両方併せていってしまって大丈夫なのですかというのをお伺いしたいと思うのですけれども。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 それでは、順次ご答弁申し上げますが、まずプッシュ型とは何ぞやという点でございますけれども、これにつきましては給付金の中で申請を必要とせず、その方に対して振り込む口座等が事前に把握できている場合につきましては申請行為のない形で行政側から給付金を振り込む、これをもってしてプッシュ型と呼んでいるところでございます。

また、出生児の該当につきましては、議員ご指摘のとおり、来年の3月31日までに生まれたお子さんについてはこの給付金の対象となるということが国から示されてございます。

次に、総体的に10万円の給付金事業でありますので、この5万円につきましては国は 先行給付と呼んでおりまして、まず現金を支給すると。後段の5万円部分については、ク ーポン券あるいは現金ということが確かに報じられておりまして、実際に国からの情報と いたしましては、先週の金曜日にウェブの説明会が行われておりますが、この説明会は極 めて概略的なものを国からの説明があっただけでありまして、正式には恐らく後段部分は 臨時国会の補正予算の中に入っているということもあってと思いますが、この後に正式な 文書を発出するので、それぞれの自治体においてはその文書の発出を受けて事務執行にか かるということも示されておりますので、現時点で当市においての後段部分については当 該文書を受けた後に検討を進めてまいりたいと考えてございます。

最後に、支給に当たっての事務執行体制についてということでありますが、確かに今回の臨時給付金も言わば突然にプラスアルファの事務執行というところで、今回の補正予算の中に時間外手当も含めて計上させていただいているところではございますが、こういった子育て世帯への給付金事務は過去にも社会福祉課のほうで取り扱ってきております。そういったノウハウを生かしながら、必要に応じては課内あるいは部内の連携を図ることによって円滑な事務執行を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで質疑を終わります。 続いて、討論に入ります。 討論ありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長 水島美喜子君 日程第4、諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) ただいま上程をいただきました人権擁護委員の推薦について意見を求める案件でございますが、現委員の佐藤正一郎氏の任期が令和4年3月末をもって満了することになりますので、後任としまして人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、次の者を推薦することにいたしたいと存じます。

引き続き、記名してございます佐藤正一郎氏を推薦したいと存じますので、よろしくお 願いをいたします。

履歴につきましては、裏面に記載のとおりでございます。

○議長 水島美喜子君 これより諮問案第1号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。 本案を、原案のとおり可と答申することにご異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、原案のとおり可と答申することに決定いたしました。

◎日程第5 報告第3号 監査報告

報告第4号 例月出納検査報告

○議長 水島美喜子君 日程第5、報告第3号 監査報告、報告第4号 例月出納検査報告の2件を一括議題といたします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより報告第3号及び第4号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで質疑を終わります。

以上で報告第3号及び第4号を終わります。

◎閉会宣告

○議長 水島美喜子君 これで日程の全てを終了いたしました。令和3年第4回砂川市議会定例会を閉会いたします。閉会 午前11時39分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年12月8日

砂川市議会議長

砂川市議会副議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員